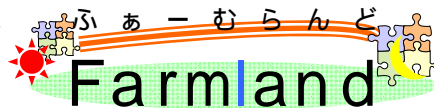




会報



第37号

平成 29 年 8 月

## 三朝町が広域活動組織『三朝町農地環境保全活動組織』を設立

三朝町内の 28 活動組織すべてが広域活動組織への参加に同意し、6月29日(木)午後7時より三朝町総合文化ホールに於いて設立総会が開催されました。

広域活動組織『三朝町農地環境保全活動組織』は、平成29年度から3年間、総面積339ha(対象施設:水路117.9km、農道62.3km)年間交付金約3,120万円(上限)で、多面的機能支払交付金に取組むことになります。

なお、『三朝町農地環境保全活動組織』は、中国四国農政局管内では2番目の町一本の広域活動組織となります。



設立総会の様子

### < 広域活動組織への参加の要点 >

各集落の農地維持、資源向上(共同活動)交付金は従来どおり各集落の活動に応じて国の基準で交付。集落に配分した後の残額は、事務費と長寿命化に充てることとし、用途は役員会で決定。

事務費は、広域化による交付金の増額分で賄い、集落への交付金からは徴収しない。

集落の事務負担軽減に繋がるよう、様式の簡素化や長寿命化の支援を行う。

広域組織の事務は、有限会社グリーンサービス(作業受託会社)へ委託。

各集落の役員は従前どおりとし、当面の間、報酬・日当等は集落毎に設定。

総会は集落の代表を代議員とする代議員制とし、役員は集落の構成員から総会で選出。

## 平成29年度の活動組織広域化へ(県内の動向)

集落の高齢化・人口流出により、多面的機能支払交付金の取組(維持継続、新規ほか)が年々困難になってきている状況下において、活動組織を広域化する動きが出てきています。認定期間終了を向かえる前に、活動組織の広域化も考えてはいかがでしょうか。

市町村名	活動組織(地区)名	構成集落等	備考
琴浦町	東伯水土里保全会 (5月17日設立)	認定期間終了になった三保が母体となり、逢束水土里保全会、松井、下大江が新たに参加。	東伯町土地改良区に事務委託。
倉吉市	上北条農地保全協議会 (6月27日設立)	上北条土地改良区内の活動組織の中で、認定期間が終了する2組織(新田、中江)と既存の4組織(穴窪、井手畑、下古川、大塚)が広域化。	上北条土地改良区に事務委託。
鳥取市	日置谷地区	認定期間終了になった養郷、奥崎、蔵内、井手が合併し、善田、下善田、下蔵内が新たに参加。	

## 農政局による抽出検査が行われました。

多面的機能支払交付金について、7月18日から中国四国農政局の担当者による抽出検査が行われました。

抽出検査の内容としては、平成28年度の活動について実施状況報告書を基に、活動状況及びその活動が記録されているか？また、金銭出納簿と領収書綴りの照合、日当等については支払人数と活動記録の参加人数との照合などが行われました。



抽出検査の日程	
7月18日	智頭町1組織 北栄町1組織 三朝町1組織
7月19日	琴浦町2組織 大山町2組織
7月20日	日吉津村1組織 米子市2組織 江府町1組織

### 【主な指摘事項】

- ・市町村へ提出されている活動記録と実施状況報告書の整合がとれていない。また、実際は活動されているのに、活動記録への記載がない場合がある。すべての活動を記載すること。
- ・総会議事録、推進活動記録（農地維持支払で必須）を作成しておくこと。
- ・前年度からの持越額がある場合は、総会時に持越の理由、用途等を構成員に説明しておくこと。
- ・万が一の事故に備えて、保険加入を検討すること。
- ・総会で欠席していた構成員へは、総会資料を配布して、活動内容の周知を図ること。
- ・不正防止のため、通帳と印鑑は別々に保管すること。

### 【その他の指摘】

- ・作業を外注する際に、市町村の工事発注手順に準拠されずに、1社のみで見積となっていた。市町村の基準で、1社のみで良い場合を除き、複数の業者から見積をとり、最低価格業者と契約すること。
- ・市町村へ提出済みの資源向上（長寿命化）の活動内容が実施状況報告書と異なっている。活動（工事）内容が変更となる場合は、活動計画書を変更して市町村へ届けること。



## 協議会ホームページをご存知ですか？

協議会では、ホームページを開設して、県内の活動組織へ情報を発信しています。また、個々の活動組織の広報の場としても、是非ご活用下さい。（活動組織が作成された広報誌、チラシを協議会へ届けて頂ければ、掲載するようにしています。）

平成29年度以降に、新たに「**資源向上(共同)の多面的機能の増進を図る活動(6/6 単価)**」に取り組む活動組織（事業計画期間の終了に伴う再認定を含む。）は、**地域資源の保全活動に係る広報活動を行うことが義務づけられます**。ただし、中山間地域（農林統計上の山間農業地域又は中間農業地域、地域振興3法地域）において活動する組織は除外となります。

インターネットの検索で「鳥取県 農地水 協議会」と入力して、検索して頂きますと、鳥取県農地・水・環境保全協議会のホームページを見つけることができます。



### 鳥取県農地・水・環境保全協議会

協議会概要

協議会規約規程等

活動組織の様式等

活動組織の取組み

関連リンク

#### ■ 新着情報

2017/6/2  
 ✦ 鳥取県農地・水・環境保全協議会だより「Farmland」36号 発刊  
 ✦ 多面的機能支払交付金の様式を改正

2017/4/6  
 ✦ 鳥取県農地・水・環境保全協議会だより「Farmland」35号 発刊

2017/1/31  
 ✦ 鳥取県農地・水・環境保全協議会だより「Farmland」34号 発刊

2016/12/5  
 ✦ 鳥取県農地・水・環境保全協議会だより「Farmland」33号 発刊

田んぼの点検マニュアル、水路目地補修作業の手引き等のファイルをダウンロードできるようにしています。点検・機能診断、活動組織による自主的な研修、実践活動等にご活用下さい。



## 活動組織役員意見交換会の開催について

今回の意見交換会は、活動組織が抱える問題・課題、どんな活動を実践しているか等を活動組織の役員同志で話合ってください。活動の向上を目的に以下のとおり開催するものです。

参加を希望される活動組織役員（1名ないし2名）は、8月16日までに市町村担当者に申込みして頂くようお願いします。（先着80名程度とさせていただきます。）

### 日時・会場

<東部>平成29年8月21日（月）13:30～16:00

国府町中央公民館 大会議室

鳥取市国府町庁380 TEL:0857-24-1642

<中部>平成29年8月23日（水）13:30～16:00

北栄町役場中央公民館 講堂

鳥取県東伯郡北栄町土下112 TEL:0858-36-2062

<西部>平成29年8月25日（金）13:30～16:00

米子市淀江支所 2F 大会議室

鳥取県米子市淀江町西原1129-1 TEL:0859-56-3111

## 平成29年度 農村振興リーダー研修のご案内

多面的機能支払交付金における活動組織のリーダーや活動に参加している構成員を対象とした農村振興リーダー研修が以下のとおり、開催されます。毎年、数名の方が参加されていますが、本年度参加がありましたら、10月20日までに市町村担当者に申込みして頂くようお願いします。

1. 研修日程、場所（受講者用の駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。）  
中四国ブロック 岡山市 平成29年11月29日（水）～12月1日（金）  
岡山ターミナルスクエア 12階会議室  
岡山市北区駅元町1-4（JR岡山駅 徒歩1分）
2. 参加費 20,000円（参加費は、多面的機能支払交付金の対象となります。）

## 活動組織からのQ & A

Q. 農地維持支払、資源向上支払（共同活動）、資源向上支払（長寿命化）に取り組んでいます。今年度から経理の一本化をしますが、金銭出納簿で経理の一本化の様式を利用するだけでいいのでしょうか？

A. 活動組織は、本年度中に規約の変更（対象は、第8条、第14条）をして、市町村へ届け出る必要があります。また、原則、臨時総会を開催し、議決されることが必要です。臨時総会がどうしても開催できない場合は、何らかのかたちで構成員の了解を得るようお願いします。

どんな些細なことでも結構です。お気軽に、支援員にお尋ねください。

	問 合 先	支援員	電話番号
東 部	水土里ネットとっとり(協議会事務局)	小林 孝規	0857-38-9500
中 部	水土里ネットとっとり倉吉事務所	前田 秀穂	0858-47-0055
西 部	水土里ネットとっとり米子事務所	種田 順治	0859-32-9710